

## 社会福祉施設に対する指導監査における指導事例

### ○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
教育・保育環境の整備に関する事項	各種手当（扶養・通勤・住居）の支給額が、給与規程に定める額と異なっている。	各種手当は、給与規程に基づき適正に支給すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(1)⑤ 園給与規程
	管理職手当が、支給対象外の職員に支給されている。	各種手当は、給与規程に基づき適正に支給すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(1)⑤ 園給与規程
教育・保育内容に関する事項	《幼保連携型認定こども園》運営状況等について自ら評価を行っていない。	教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(2)①
施設の運営管理体制の確立	旅費について、旅費規程に基づいた支給をしていない。	旅費を支給する場合には、旅費規程に基づき適正に支給すること。なお、旅費規程の変更が必要な場合には、速やかに所定の手続により改正を行うこと。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(1)-第2-1(2)
	保育室等の用途変更について、変更の届出がなされていない。	保育所の「建物その他設備及び構造並びに図面」を変更しようとするときは、あらかじめ変更届及び平面図を市に届け出ること。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(1)-第2-1(8)
必要な職員の確保と職員処遇の充実	職員の勤務時間が、就業規則に定める勤務時間と異なっている。	労働基準法等関係法規は遵守すること。 なお、就業規則の改正等が必要な場合には、労働基準監督署へ確認の上、速やかに所定の手続を行うこと。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(1)-第2-2 園就業規則
	通勤手当の支給額が、給与規程に定める額と異なっている。	各種手当は、給与規程に基づき適正に支給すること。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(2)-第2-2 園給与規程
入所者支援の充実	《保育所》保育所業務の質の評価を行っていない。	保育所の設置者は、保育所業務の質の評価を自ら行うこと。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(2)-第1-1

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
防災対策の充実強化	水害・土砂災害に対応した非常災害対策計画に基づいた避難訓練を実施していない。	水害・土砂災害を含む非常災害対策計画に基づく避難訓練を実施すること。また、避難訓練を実施した場合には、当該計画の内容を検証し、計画の見直しを行うこと。	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発第0426003号）別紙 第2-3 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について（平成28年9月1日付け雇発総発0901第3号） 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付け障発0909第1号）